○社会保険庁告示第十八号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の六第一項第一号の規定に基づき、次の者の同法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を取り消したので、同法第九十二条の六第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月十九日

社会保険庁長官　渡邉　芳樹

名称	所在地	指定を取り消した日
岩国信用金庫	山口県岩国市麻里布町四丁目七番八号	平成二十一年十月十三日

○社会保険庁告示第十九号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき、納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者を次のとおり指定したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月十九日

社会保険庁長官　渡邉　芳樹

名称	所在地	指定した日
西中国信用金庫	山口県下関市細江町一丁目一番八号	平成二十一年十月十三日

○社会保険庁告示第二十号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の三第四項の規定に基づき、次の者の住所の変更の届出があったので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月十九日

社会保険庁長官　渡邉　芳樹

名称	所在地	住所を変更した日
城北信用組合	東京都文京区小石川一丁目三番十一号	平成十八年五月八日

○社会保険庁告示第二十一号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の六第一項第一号の規定に基づき、次の者の同法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を取り消したので、同法第九十二条の六第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月十九日

社会保険庁長官　渡邉　芳樹

名称	所在地	指定を取り消した日
城北信用組合	東京都文京区小石川一丁目三番十一号	平成二十一年十月十三日

○農林水産省告示第千四百六十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人鹿児島県有機農業協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十一年十月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

変更前の事業所の所在地	鹿児島県鹿児島市西田二丁目十一―八　明日ビル二階
変更後の事業所の所在地	鹿児島県鹿児島市西田二丁目一番四号

○農林水産省告示第千四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　千葉県富里市御料字旭六一二の一（国有林）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県にかほ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及びにかほ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県にかほ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及びにかほ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県湯沢市相川字大沢山三の二、三の八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称　寺ノ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接する河川敷及び道路敷（平成六年建設省告示第百九十一号で指定した第八号に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県新発田市菅谷字日向平　一八一五番から一八一七番まで

一八一八番一から一八一八番三まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を平成六年建設省告示第百九十一号で指定した第八号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県新発田市菅谷字日向平　一八一九番一　一号から十号まで、十四号及び十五号

一七九二番一　十一号及び十二号

一七九三番　十三号

○国土交通省告示第千八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月十九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称　上ノ山沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を平成六年建設省告示第千八百七十五号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県岩船郡関川村大字中束

一三〇五番一〇　一号から六号まで

八五一番三　七号

八五一番一　八号から十一号まで

八五一番一地先河川敷　十二号